

板橋区立リサイクルプラザ指定管理者業務評価委員会要綱

(平成21年4月17日区長決定)

(平成30年3月31日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区立リサイクルプラザ（以下「リサイクルプラザ」という。）を管理運営している指定管理者の管理運営状況を評価するために必要な事項を定めることを目的とする。

(評価委員会の設置)

第2条 指定管理者の管理運営状況を評価するため、板橋区立リサイクルプラザ指定管理者業務評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(評価委員会の組織及び委員の構成)

第3条 評価委員会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱し又は任命する委員5名によって構成することとし、うち2名をリサイクルプラザ利用者等の外部委員とする。

- (1) リサイクルプラザ利用者代表 1名
- (2) リサイクルに関して専門的知識を有する者 1名
- (3) 板橋区職員 3名

2 評価委員会には委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。

3 委員長は、評価委員会を代表し会務を統括する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

5 評価委員会の委員は、指定管理者選定委員会委員を兼ねることができる。

6 委員の任期は、委嘱又は任命された日から、委員会を開催する年度の3月31日までとし、再任を妨げない。

(評価委員会)

第4条 評価委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、外部委員を含む3人以上の委員の出席がなければ評価委員会を開くことはできない。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を評価委員会に出席させることができる。

4 評価委員会は、非公開とする。

(所掌事務)

第5条 評価委員会は、次に掲げる項目について指定管理者を評価する。

- (1) サービスの提供に関すること
- (2) 事業運営に関すること
- (3) 施設管理に関すること
- (4) 費用効果に関すること
- (5) 指定管理者の継続性・安定性に関すること

2 評価委員会は、前項に掲げる項目について指定管理者を評価し、区長に報告する。

(委員の責務)

第6条 委員は、公正、公平に評価を行わなければならない。

2 委員は、評価の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、板橋

区が公表した情報及び評価委員会が公表した情報に関しては、この限りではない。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、資源環境部資源循環推進課が処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に必要な事項は、主管部長が定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月17日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成30年4月1日から施行する。